○北海道開発局告示第三十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月十二日から二週間北海道開発局及び同局稚内開発建設部において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月十二日

北海道開発局長　関　克己

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　四十号

三　指定する道路の部分

区間	幅員	延長
北海道天塩郡幌延町元町八八番一から同郡豊富町字上サロベツ二三三一番一まで	一五・〇〇メートル～六五・〇〇メートル	一・キロメートル五〇

四　指定する期日　平成二十二年三月十二日

官報告

官庁事項

平成22年度船員災害防止実施計画に関する公示

平成22年度船員災害防止実施計画を次のとおり定めたので公示する。

平成22年3月12日

国土交通大臣　前原　誠司

平成22年度船員災害防止実施計画

第９次船員災害防止基本計画の実施を図るため、平成22年度船員災害防止実施計画を次のとおり定める。

まえがき

船員災害については、昭和43年度を初年度とする第１次船員災害防止基本計画の実施以降、関係者の努力により、発生件数、発生率ともに大幅に減少してきたが、一方で、陸上の労働災害と比較すると職務上災害（休業４日以上）、職務上死亡ともに高い発生率となっている。

平成20年度の船員災害発生率（年間千人率。以下同じ。）を対前年度比で見ると、死傷災害は２％増、疾病は４％減となっており、死傷災害及び疾病を合わせると、１％減となった。

船員災害により優良な船員が休職・離職することは海運業及び漁業にとって人的資源の損失となり、また、優良な船員の確保・育成は、海運業及び漁業にとって喫緊の政策課題であるが、高い船員災害の発生率は、若年者が安心して船員という職業を選択できない要因となり、船員災害の防止対策を推進し、職場環境の改善を図ることは、海運業及び漁業の持続的発展に必要不可欠である。

このような状況を踏まえるとともに、船員の高齢化をはじめとする近年の船員災害をめぐる諸課題に適確に対応し、船員災害の一層の防止を図るために決定された第９次船員災害防止基本計画（以下「基本計画」という。）で掲げた目標の達成に向けて、関係者が改めて連携を強化し、一体となって取り組んでいく必要がある。

基本計画においては、「自分の身は自分で守る」という心構えで船舶所有者及び船員自らが安全意識を高めていくことが求められており、このような考え方の下、船舶所有者、船員及び国等が一体となって船員災害防止対策を積極的に推進するため、船員災害防止活動の促進に関する法律に基づき、平成22年度船員災害防止実施計画（以下「実施計画」という。）を以下のとおり定める。

Ⅰ　船員災害の減少目標

平成22年度の船員災害の減少目標を死傷及び疾病に区分して、次のとおり設定する。

１．死傷災害

船員災害としての船種別死傷発生率（年間千人率）の目標（対前年度比）は次のとおりとする。

一般船舶　　５％減
漁　　船　　９％減
全　　体　　７％減

２．疾病

船員災害としての疾病の次に掲げる年齢階層別の発生率（年間千人率。）の目標（対前年度比）は年齢階層別ごとに４％減とする。

20歳未満
20歳以上25歳未満
25歳以上30歳未満
30歳以上35歳未満
35歳以上40歳未満
40歳以上45歳未満
45歳以上50歳未満
50歳以上55歳未満
55歳以上60歳未満
60歳以上

これに伴い、船種別疾病発生率は次のとおりとする。

一般船舶　　１％減
漁　　船　　４％減
全　　体　　２％減

Ⅱ　船員災害防止に関し重点をおくべき船員災害の種類

平成22年度は、次の対策に重点をおく。

１．海中転落や作業基準等不遵守による死亡災害の防止
２．多発する転倒、はさまれの防止
３．高年齢船員の増加に対応した死傷災害防止対策
４．若年船員に対する安全衛生に係る指導の充実
５．新型インフルエンザ等感染症及び生活習慣病の予防
６．石綿（アスベスト）による健康被害対策
７．海難防止対策等による死傷災害の抑制

なお、船員災害の発生率が全国平均を上回っている地域においては、関係者が密接な連携の下に一層の努力を傾注するとともに、各地域ごとの災害発生状況の特徴等を踏まえ、必要に応じ地域の災害実態に応じた重点を定める。

Ⅲ　船員災害防止のための主要な対策

船員災害防止のため、次の対策を推進する。

１．安全衛生管理体制の整備とその活動の推進

船員災害の防止を推進するためには、船内における個別・具体的な対応だけではなく、陸上における船舶所有者の災害防止に対する意識の高揚、自主的かつ組織的な安全衛生活動の積極的な取組が不可欠である。

自主的かつ組織的な安全衛生活動の取組については、船内労働安全衛生マネジメントシステムによる安全衛生管理手法が有効である。このため、船舶所有者等の同システムによる安全衛生管理の自主的な取組みを促進するため、同システムの普及を図る。

なお、中小船舶所有者においては、安全衛生管理活動を個別に行うことが困難である場合が多いことから、団体安全衛生委員会制度を活用するなど、組織的な活動をより一層促進することが有効である。このため、一般船舶においては荷主、元請オペレーター等を含めた船舶所有者のグループで、漁船においては地域又は業種単位で船員災害防止のための協議会等（以下単に「協議会等」という。）を設置し、その活動を促進する。既に設置している場合は、さらなる活性化を図る。

以上の事項に配慮しつつ、次の船員災害防止活動を行う。

⑴　安全基準、衛生基準、作業基準等の徹底

例年、転倒・はさまれ・海中転落・無理な動作等による死傷災害が発生し、最近では酸素欠乏による複数死亡災害事故など基本的な作業基準等の遵守を怠ったことによる死傷災害が発生している状況にある。このため、船長、安全担当者、衛生担当者等による管理体制を再点検するとともに、作業前ミーティング等を通じて作業内容等に応じた作業基準、安全基準、衛生基準等に基づく手順の確認と船員一人一人の意識の向上を図る。その際には、船員労働安全衛生規則等を遵守することはもとより、本計画及び酸素欠乏による作業事故の防止対策として平成19年８月に策定した「酸素欠乏による危害防止のための遵守事項」の徹底に取り組む。

また、陸上の労務監理部門においても２、⑷のリスク低減対策を推進するとともに、管理・監督者教育、新規雇入れ者・転船者等に対する教育、安全衛生点検方法や作業手順に関する教育等必要な安全衛生教育を実施することにより、作業基準、安全基準、衛生基準等の遵守の徹底に取り組む。